

(別紙)

「八幡浜市発注工事特記仕様書」第23条および第24条抜粋

**(電子納品)**

第23条 公共工事の実施において発生する各種情報の電子化を進め、今後、工事施工・維持管理等に活用するため、受注者が電子納品を申し出た工事に対し電子納品を認めることとする。

2 電子納品とは、工事完成図書を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」(以下、「電子納品要領」という。)に基づいて作成されたものを指す。

なお、電子納品要領等は、以下からダウンロードして入手すること。

愛媛県の電子納品要領等(愛媛県のホームページ)

<https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/cals/calsdownload2.html>

国土交通省の電子納品要領等(国土技術政策総合研究所のホームページ)

[https://www.nilim.go.jp/lab/pfg/cals-ed/index\\_denshi.htm](https://www.nilim.go.jp/lab/pfg/cals-ed/index_denshi.htm)

**(工事完成図書の提出)**

第24条 受注者が電子納品を申し出た時は、工事完成図書を記録した電子媒体(CD-R又は、DVD-R)2部と工事写真(完成、着手前、施工中の写真)を抜粋し印刷したもの1部を提出するものとする。ただし、電子データとして納品できない工事完成図書がある場合は、紙媒体での提出を認める。

2 受注者は、電子納品した電子媒体に納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行うものとする。

3 受注者が電子納品を申し出ない場合は、工事完成図書を紙に出力したもの1部を提出するものとする。